

寄附行為変更の条項及び事由

この法人は、従来、大学、高等学校、中学校、小学校及び幼稚園を運営してきたが、今回、帝塚山大学現代生活学部こども学科を廃止することとなったので、これに伴い寄附行為を次のとおり変更する。

1. 第4条第1号に定める、こども学科を削除する。

(事由) 帝塚山大学現代生活学部こども学科は、改組転換して新たに教育学部こども教育学科を設置することから、平成29年11月10日以降学生募集を停止し、在校生が卒業するのを待って廃止することとしていたが、令和5年3月31日をもって在籍する学生がいなくなることが確定したので、これに伴い同学科を廃止するため。

2. 附則として次の附則を加える。

附 則

この寄附行為は、令和5年4月1日から施行する。(第4条第1号のこども学科を廃止したため。)

(事由) 施行日を明確にするため。

新 旧 の 比 較 対 照 表

新	旧
<p>(設置する学校)</p> <p>第4条 この法人が、前条に規定する目的を達成するために設置する学校は、次に掲げるものとする。</p> <p>(1) 帝塚山大学 大 学 院 人文科学研究科</p> <p style="text-align: right;">心理科学研究科</p> <p>経 済 学 部 経済学科</p> <p>経 営 学 部 経営学科</p> <p>文 学 部 日本文化学科</p> <p>心 理 学 部 心理学科</p> <p>現代生活学部 食物栄養学科</p> <p style="text-align: right;">居住空間デザイン</p> <p>学科</p> <p style="text-align: center;"><u>(削除)</u></p> <p>法 学 部 法学科</p> <p>経済経営学部 経済経営学科</p> <p>教 育 学 部 こども教育学科</p> <p>(2) 帝塚山高等学校 全日制課程普通科</p> <p>(3) 帝塚山中学校</p> <p>(4) 帝塚山小学校</p> <p>(5) 帝塚山幼稚園</p> <p style="text-align: center;">(略)</p> <p><u>附 則</u></p> <p><u>この寄附行為は、令和5年4月1日から施行する。</u></p> <p><u>(第4条第1号のこども学科を廃止したため。)</u></p>	<p>(設置する学校)</p> <p>第4条 この法人が、前条に規定する目的を達成するために設置する学校は、次に掲げるものとする。</p> <p>(1) 帝塚山大学 大 学 院 人文科学研究科</p> <p style="text-align: right;">心理科学研究科</p> <p>経 済 学 部 経済学科</p> <p>経 営 学 部 経営学科</p> <p>文 学 部 日本文化学科</p> <p>心 理 学 部 心理学科</p> <p>現代生活学部 食物栄養学科</p> <p style="text-align: right;">居住空間デザイン</p> <p>学科</p> <p style="text-align: center;"><u>こども学科</u></p> <p>法 学 部 法学科</p> <p>経済経営学部 経済経営学科</p> <p>教 育 学 部 こども教育学科</p> <p>(2) 帝塚山高等学校 全日制課程普通科</p> <p>(3) 帝塚山中学校</p> <p>(4) 帝塚山小学校</p> <p>(5) 帝塚山幼稚園</p> <p style="text-align: center;">(略)</p>